

山形県の最低賃金が改正されました！

山形県最低賃金

時間額 790円 (27円UP)

効力発生日 令和元年10月1日

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】山形労働局 賃金室 ☎023-624-8224 又は 最寄りの労働基準監督署